

事務事業名	サービス利用計画策定相談事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法						☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）		
予算科目	1.一般会計		3.民生費		1.社会福祉費		1.社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	各種総合支援福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス利用の計画書を作成して、的確なサービス利用を受けてもらうことを目的とする。 市は指定特定相談支援事業所がサービス利用計画書を作成した報酬を事業所に支払う。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 29年度実績 市は、サービス利用者の申請に基づき、障がい者・障がい児の状況を調査し、認定審査を行う。サービス利用者は、指定特定相談支援事業所にサービス利用計画作成を依頼し、その計画に基づきサービス利用を開始する。計画作成後は定期的にモニタリングを実施し、計画の見直し等を行う。市は、サービス利用計画書の作成した報酬を事業所に支払う。 30年度計画 前年度と同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア 事業利用希望者数		人	387	363	518	682	696
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 身障・療育・精神手帳所持者	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア 身障・療育・精神手帳所持者		人	3,609	3,804	3,737	3,859	3,936
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者が自分にあったサービスを適切に受けられるようにする。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア 事業利用者数		人	387	363	518	682	696
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 円滑な福祉サービスの利用に結びつける。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア 事業を利用して福祉サービスに結びつけた障がい者の割合		%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移			単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	5,694	5,914	9,321	9,643	11,040
			県支出金	千円	2,847	2,957	4,661	4,821	5,520
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	2,847	2,957	4,661	4,821	5,520
			事業費計 (A)	千円	11,388	11,828	18,643	19,285	22,080
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	45	45	67	67	67	
		人件費計 (B)	千円	190	189	278	278	278	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	11,578	12,017	18,921	19,563	22,358	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	平成18年1月から、障害者自立支援法の施行に伴い開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成24年4月から、地域移行支援・地域定着支援が新設され、相談支援として個々に即した支援を実施することとなった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年度から、セルフプランでのサービス利用が原則としてできなくなり、サービス利用計画の作成が必須となった。これにともない、利用者数も急増した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	